

～赤い羽根共同募金助成事業～

令和8年度千歳市ボランティアセンターボランティアグループ助成募集（応募）要領

千歳市ボランティアセンターでは、ボランティアセンターに登録するボランティアグループの活動支援と組織強化を目的に活動費の一部を助成します。

※ボランティアグループとは・・・ボランティアに関する事業及び活動を主に行うグループ

1. 【助成の対象】（※（1）～（4）の全て、該当する団体）

- （1）地域福祉の推進のためボランティア活動を行っているグループ
- （2）自主的な活動をして会員会費制を導入しているグループ
- （3）ボランティアセンター登録団体であること。
- （4）申請時に活動実績が1年以上であること。ただし、会長が必要と認めるときは、この限りではない。

2. 【助成例】

- （1）研修活動に必要な費用
- （2）活動に伴う器具・機材の購入
- （3）事務消耗品及び通信運搬費

3. 【申請の対象外】

- （1）千歳市社会福祉協議会及び千歳市から補助及び助成金の交付を受けているグループは対象になりません。
- （2）遊興費や飲食代は対象になりません。

4. 【助成の算出基準】

助成の算出は、次の基準により、基本額と人員割による助成額を予算の範囲内で交付します。

助成整理区分	助成基準	助成額
基本額	一律	5,000円
人員割	会員数	助成額
	50人未満	10,000円
	50人以上	20,000円

- （1）助成限度額 1グループ年額2万5千円を上限とします。
- （2）基本額 千歳市社会福祉協議会及び千歳市以外の団体等から助成金の交

- 付を受け活動しているグループは基本額のみ交付します。
- (3) 人員割 会員とは実質会員であり、賛助会員、協力会員等は除きます。
- (4) 実質会員 前年度の決算における会費納入実人員とします。
- (5) 特別加算 従来の活動実績等により加算することができます。

5. 【申請の方法】

(1) 申請に必要な書類

- ① ボランティアグループ活動助成金交付申請書（第1号様式）
- ② 令和7年度事業報告書及び収支決算書
- ③ 令和8年度事業計画書及び収支予算書
- ④ 会員名簿（会費納入実人員：令和8年4月1日現在）
- ⑤ 会則
- ⑥ 振込指定口座依頼様式
- ⑦ 振込指定口座の預金通帳の写し

※申請に必要な書類は、千歳市社会福祉協議会のホームページからダウンロードできます。

- (2) 申請期日 令和8年5月22日（金）※必着

6. 【決定・助成の実施】

予算の範囲内での交付となるため、申請が多い場合は、基準額よりも減額する場合がありますので、予めご了承ください。

- (1) 決定の通知 6月中旬
- (2) 交付時期 6月下旬
- (3) 提出先 社会福祉法人千歳市社会福祉協議会
千歳市ボランティアセンター
〒066 - 0042 千歳市東雲町1丁目11番地
TEL : 0123 - 27 - 2526 / FAX : 0123 - 27 - 2528



千歳市ボランティアセンターボランティアグループ助成は、
赤い羽根共同募金の助成金により交付されています。